

園芸装飾技能検定試験の  
試験科目及びその範囲並びにその細目

平成23年3月

厚生労働省職業能力開発局

1. 1級園芸装飾技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ  
制定 昭和55年度 改正 平成22年度
2. 2級園芸装飾技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ  
同 上
3. 3級園芸装飾技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ページ  
制定 平成5年度 改正 平成22年度

1 1級園芸装飾技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

園芸装飾の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 室内園芸装飾法</p> <p>園芸装飾に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法</p> <p>室内園芸装飾の方法</p>	<p>次に掲げる園芸装飾に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 運搬用機械及び器具 (2) 土・砂利用器工具  (3) 剪定用工具 (4) 水用器工具  (5) 一般木工具 (6) 足場用具  (7) その他の機械及び器工具</p> <p>1 インドアガーデン及びコンテナガーデンの様式について詳細な知識を有すること。</p> <p>2 インドアガーデン及びコンテナガーデンの製作の方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 観賞用植物の配置 (2) 添景物及び附属資材の配置  (3) 配置順序  (4) 床、壁、天井及びそれらに附帯する設置物の保護  (5) インドアガーデン及びコンテナガーデンの維持管理</p> <p>3 観賞用植物による装飾の方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 観賞用の鉢植えについて次に掲げる事項  イ 単 植                      ロ 寄せ植え</p> <p>(2) 観賞用植物による室内装飾について次に掲げる事項  イ 樹種を選択              ロ 整形              ハ 包装運搬  ニ 配 置                      ホ 維持管理</p> <p>4 室内園芸装飾の製作計画に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) デザイン (2) 設計図 (3) 仕様書  (4) 積算及び見積り</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>2 材 料</p> <p>観賞用植物の種類、性質及び使用方法</p> <p>室内園芸装飾に使用する材料の種類及び使用方法</p> <p>3 庭 園</p> <p>庭園の種類、構成及び特徴</p> <p>4 植物一般</p> <p>植物の生理及び生態</p> <p>植物の形態</p> <p>植物の分類</p> <p>5 観賞用植物の維持管理</p> <p>鉢上げ及び植え替えの方法</p> <p>繁殖の種類及び方法</p> <p>環境要因及びその調節</p>	<p>5 屋上、壁面、花壇等の緑化について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 観賞用植物に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 種 類 (2) 性 質 (3) 使用方法 (4) 再生使用法</p> <p>2 室内園芸装飾に附随して使用される生花、小鉢物、地被類及び盆栽に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 種 類 (2) 性 質 (3) 使用方法</p> <p>室内園芸装飾に使用する材料の種類及び使用方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) インドアガーデン及びコンテナガーデン製作用材料</p> <p>(2) 観賞用植物の容器 (3) 園芸装飾用附属材料</p> <p>(4) 維持管理用材料</p> <p>1 和風及び洋風庭園の種類、構成及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>2 庭園の主要部分の種類及び特徴に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 植 栽 (2) 添景物 (3) 構造物</p> <p>植物の生理及び生態に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 生 殖 (2) 遺 伝 (3) 分 布</p> <p>植物の形態について、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 細 胞 (2) 器 官</p> <p>植物の分類について一般的な知識を有すること。</p> <p>鉢上げ及び植え替えの方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>繁殖の種類及び方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 種 子 (2) 挿し木 (3) 取り木 (4) 接ぎ木</p> <p>(5) 株分け (6) 分 球 (7) 組織培養</p> <p>環境要因及びその調節に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>土壌の種類、成分及び改良</p> <p>肥料及び農薬の種類、性質、用途及び使用方法</p> <p>植物の病害虫の種類及び防除方法</p> <p>6 園芸施設</p> <p>園芸施設の種類、構造及び使用方法</p> <p>7 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p>	<p>(1) 温度 (2) 光 (3) 湿度</p> <p>土壌の種類、成分及び改良に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 土の定義 (2) 成分及び構造 (3) 土壌pH</p> <p>(4) 培養土 (5) 土壌改良剤 (6) 人工土壌</p> <p>肥料及び農薬の種類、性質、用途及び使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>病害虫に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 病原菌の種類（生態を含む。）及び防除方法</p> <p>(2) 害虫の種類（生態を含む。）及び防除方法</p> <p>(3) 生理障害</p> <p>(4) 大気汚染</p> <p>次に掲げる園芸施設の種類、構造及び使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 温室、ビニルハウス等及び附帯設備</p> <p>(2) 屋外設置物</p> <p>1 室内園芸装飾作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法</p> <p>(2) 保護具の性能及び取扱い方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 点検</p> <p>(5) 整理整頓及び清潔の保持</p> <p>(6) 事故時における応急措置及び退避</p> <p>(7) その他室内園芸装飾作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（室内園芸装飾作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>実 技 試 験</p> <p>室内園芸装飾作業</p> <p>設計図及び仕様書の作成</p> <p>インドアガーデンの製作</p> <p>その他の室内園芸装飾</p> <p>観賞用植物の維持管理</p> <p>積 算</p>	<p>インドアガーデン及び室内園芸装飾の設計図及び仕様書の作成ができること。</p> <p>1 床・壁等の保護ができること。</p> <p>1 植物、添景物及び附属資材の配置ができること。</p> <p>1 植物等の配置ができること。</p> <p>2 単植及び寄せ植えができること。</p> <p>3 剪定、整姿<small>せん</small>ができること。</p> <p>4 包装、養生ができること。</p> <p>5 清掃、給水、水洗いができること。</p> <p>1 用土の作成ができること。</p> <p>2 植物に関し、次に掲げる判別ができること。</p> <p>(1) 科 名 (2) 植物名 (3) 原生地</p> <p>(4) 特有の病虫害、損傷原因</p> <p>3 繁殖ができること。</p> <p>積算及び見積りができること。</p>

2 2級園芸装飾技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

園芸装飾の職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表2の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表2の右欄のとおりである。

表2

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 室内園芸装飾法</p> <p>園芸装飾に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法</p> <p>室内園芸装飾の方法</p>	<p>次に掲げる園芸装飾に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 運搬用機械及び器具 (2) 土・砂利用器工具  (3) 剪定用工具 (4) 水用器工具  (5) 一般木工具 (6) 足場用具  (7) その他の機械及び器工具</p> <p>1 インドアガーデン及びコンテナガーデンの様式について一般的な知識を有すること。</p> <p>2 インドアガーデン及びコンテナガーデンの製作の方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 観賞用植物の配置 (2) 添景物及び附属資材の配置  (3) 配置順序  (4) 床、壁、天井及びそれらに附帯する設置物の保護  (5) インドアガーデン及びコンテナガーデンの維持管理</p> <p>3 観賞用植物による装飾の方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 観賞用の鉢植えについて次に掲げる事項  イ 単 植                      ロ 寄せ植え</p> <p>(2) 観賞用植物による室内装飾について次に掲げる事項  イ 樹種を選択                  ロ 整形                  ハ 包装運搬  ニ 配 置                          ホ 維持管理</p> <p>4 室内園芸装飾の製作計画に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) デザイン (2) 設計図 (3) 仕様書  (4) 積算及び見積り</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>2 材 料</p> <p>観賞用植物の種類、性質及び使用方法</p> <p>室内園芸装飾に使用する材料の種類及び使用方法</p> <p>3 庭 園</p> <p>庭園の種類、構成及び特徴</p> <p>4 植物一般</p> <p>植物の生理及び生態</p> <p>植物の形態</p> <p>植物の分類</p> <p>5 観賞用植物の維持管理</p> <p>鉢上げ及び植え替えの方法</p> <p>繁殖の種類及び方法</p>	<p>5 屋上、壁面、花壇等の緑化について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 観賞用植物に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 種 類 (2) 性 質 (3) 使用方法</p> <p>(4) 再生使用法</p> <p>2 室内園芸装飾に附随して使用される生花、小鉢物、地被類及び盆栽に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 種 類 (2) 性 質 (3) 使用方法</p> <p>室内園芸装飾に使用する材料の種類及び使用方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) インドアガーデン及びコンテナガーデン製作用材料</p> <p>(2) 観賞用植物の容器 (3) 園芸装飾用附属材料</p> <p>(4) 維持管理用材料</p> <p>1 和風及び洋風庭園の種類、構成及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>2 庭園の主要部分の種類及び特徴に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 植 栽 (2) 添景物 (3) 構造物</p> <p>植物の生理及び生態に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 生 殖 (2) 遺 伝 (3) 分 布</p> <p>植物の形態について、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 細 胞 (2) 器 官</p> <p>植物の分類について一般的な知識を有すること。</p> <p>鉢上げ及び植え替えの方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>繁殖の種類及び方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 種 子 (2) 挿し木 (3) 取り木 (4) 接ぎ木</p> <p>(5) 株分け (6) 分 球 (7) 組織培養</p>



試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>環境要因及びその調節</p> <p>土壌の種類、成分及び改良</p> <p>肥料及び農薬の種類、性質、用途及び使用方法</p> <p>植物の病害虫の種類及び防除方法</p> <p>6 園芸施設</p> <p>園芸施設の種類、構造及び使用方法</p> <p>7 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p>	<p>環境要因及びその調節に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 温度 (2) 光 (3) 湿度</p> <p>土壌の種類、成分及び改良に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 土の定義 (2) 成分及び構造 (3) 土壌pH</p> <p>(4) 培養土 (5) 土壌改良剤 (6) 人工土壌</p> <p>肥料及び農薬の種類、性質、用途及び使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>病害虫に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 病原菌の種類（生態を含む。）及び防除方法</p> <p>(2) 害虫の種類（生態を含む。）及び防除方法</p> <p>(3) 生理障害</p> <p>(4) 大気汚染</p> <p>次に掲げる園芸施設の種類、構造及び使用方法について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 温室、ビニルハウス等及び附帯設備</p> <p>(2) 屋外設置物</p> <p>1 室内園芸装飾作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法</p> <p>(2) 保護具の性能及び取扱い方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 点検</p> <p>(5) 整理整頓及び清潔の保持</p> <p>(6) 事故時における応急措置及び退避</p> <p>(7) その他室内園芸装飾作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（室内園芸装飾作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>実 技 試 験</p> <p>室内園芸装飾作業</p> <p>    インドアガーデンの製作</p> <p>    その他の室内園芸装飾</p> <p>観賞用植物の維持管理</p>	<p>1 床・壁等の保護ができること。</p> <p>2 植物、添景物及び附属資材の配置ができること。</p> <p>1 植物等の配置ができること。</p> <p>2 単植及び寄せ植えができること。</p> <p>3 剪定、整姿<small>せん</small>ができること。</p> <p>4 包装、養生ができること。</p> <p>5 清掃、給水、水洗いができること。</p> <p>1 用土の作成ができること。</p> <p>2 植物に関し、次に掲げる判別ができること。</p> <p>    (1) 植物名      (2) 原生地</p> <p>3 繁殖ができること。</p>

3 3級園芸装飾技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

園芸装飾の職種における初級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表3の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表3の右欄のとおりである。

表3

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 室内園芸装飾法</p> <p>園芸装飾に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法</p> <p>室内園芸装飾の方法</p> <p>2 材 料</p> <p>観賞用植物の種類、性質及び使用方法</p>	<p>次に掲げる園芸装飾に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 運搬用機械及び器具 (2) 土・砂利用器工具</p> <p>(3) 剪定用工具 (4) 水用器工具</p> <p>(5) 一般木工具 (6) 足場用具</p> <p>(7) その他の機械及び器工具</p> <p>1 インドアガーデン及びコンテナガーデンの様式について概略の知識を有すること。</p> <p>2 インドアガーデン及びコンテナガーデンの製作の方法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 観賞用植物の配置 (2) 添景物及び附属資材の配置</p> <p>(3) 配置順序</p> <p>(4) 床、壁、天井及びそれらに付帯する設置物の保護</p> <p>(5) インドアガーデン及びコンテナガーデンの維持管理</p> <p>3 観賞用植物による装飾の方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 観賞用の鉢植えについて次に掲げる事項</p> <p>イ 単 植                      ロ 寄せ植え</p> <p>(2) 観賞用植物による室内装飾について次に掲げる事項</p> <p>イ 樹種を選択              ロ 整形              ハ 包装運搬</p> <p>ニ 配 置                      ホ 維持管理</p> <p>1 観賞用植物に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 種 類 (2) 性 質 (3) 使用方法 (4) 再生使用法</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>室内園芸装飾に使用する材料の種類及び使用方法</p> <p>3 植物一般</p> <p>植物の生理及び生態</p> <p>植物の形態</p> <p>植物の分類</p> <p>4 観賞用植物の維持管理</p> <p>鉢上げ及び植え替えの方法</p> <p>繁殖の種類及び方法</p> <p>環境要因及びその調節</p> <p>土壌の種類、成分及び改良</p> <p>肥料及び農薬の種類、性質、用途及び使用方法</p> <p>植物の病害虫の種類及び防除方法</p>	<p>2 室内園芸装飾に附随して使用される生花、小鉢物、地被類及び盆栽に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 種類 (2) 性質 (3) 使用方法</p> <p>室内園芸装飾に使用する材料の種類及び使用方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) インドアガーデン及びコンテナガーデン製作用材料</p> <p>(2) 観賞用植物の容器 (3) 園芸装飾用附属材料</p> <p>(4) 維持管理用材料</p> <p>植物の生理及び生態に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 生殖 (2) 遺伝 (3) 分布</p> <p>植物の形態について、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 細胞 (2) 器官</p> <p>植物の分類について概略の知識を有すること。</p> <p>鉢上げ及び植え替えの方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>繁殖の種類及び方法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 種子 (2) 挿し木 (3) 取り木 (4) 接ぎ木</p> <p>(5) 株分け (6) 分球 (7) 組織培養</p> <p>環境要因及びその調節に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 温度 (2) 光 (3) 湿度</p> <p>土壌の種類、成分及び改良に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 土壌pH (2) 培養土 (3) 土壌改良剤 (4) 人工土壌</p> <p>肥料及び農薬の種類、性質、用途及び使用方法について概略の知識を有すること。</p> <p>病害虫に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 病原菌の種類（生態を含む。）及び防除方法</p> <p>(2) 害虫の種類（生態を含む。）及び防除方法</p> <p>(3) 生理障害 (4) 大気汚染</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>5 園芸施設 園芸施設の種類、構造及び使用方法</p> <p>6 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>実 技 試 験 室内園芸装飾作業 室内園芸装飾</p> <p>観賞用植物の維持管理</p>	<p>次に掲げる園芸施設の種類、構造及び使用方法について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 温室、ビニルハウス等及び附帯設備 (2) 屋外設置物</p> <p>1 室内園芸装飾作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法 (2) 保護具の性能及び取扱い方法 (3) 作業手順 (4) 点 検 (5) 整理整頓及び清潔の保持 (6) 事故時における応急措置及び退避 (7) その他室内園芸装飾作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（室内園芸装飾作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p> <p>1 植物等の配置ができること。 2 単植及び寄せ植えができること。 3 剪定、整姿<small>せん</small>ができること。 4 包装、養生ができること。 5 清掃、給水、水洗いができること。</p> <p>1 用土の作成ができること。 2 植物に関し、次に掲げる判別ができること。 (1) 植物名 (2) 原生地 3 繁殖ができること。</p>